

勅許保険協会（CII）資格制度の意義と運営

－損害保険会社役職員の資質向上の観点を中心に－

主席研究員 牛窪 賢一

目 次

1. はじめに
2. 保険業におけるプロフェッショナル・スタンダードの役割
 - (1) プロフェッショナル・スタンダードの必要性
 - (2) プロフェッショナル・スタンダード向上による効果
3. CII 組織の概要
 - (1) 目的・沿革
 - (2) 組織形態・会員制度・収支
4. CII 資格制度と勅許認定制度
 - (1) CII 資格制度の概要
 - (2) 勅許認定制度の概要
5. CII の教育・研修制度
 - (1) 講座学習（対面教育）
 - (2) その他の教育・研修関連サービス
6. 事業環境変化と CII の取組
 - (1) グローバル展開
 - (2) 会社レベルでのプロフェッショナル・スタンダード向上の取組
 - (3) 保険金支払部門役職員の資質向上への取組
 - (4) 学生等を対象とする情宣活動
7. おわりに

要旨

近年、わが国では、損害保険募集人に関して、資格・教育・研修制度の整備が進められてきている。一方、損害保険会社の役職員の資質向上については、現状ではこのための資格制度は特に設けられていない。また教育・研修については実践的な事項を中心に各社が実施しているが、業界ベースでの理論面を含む体系的な教育・研修制度については、若手中心の損害保険本科講座等一部の例外はあるものの、十分に構築されていないのが実態である。

イギリスには、勅許保険協会（The Chartered Insurance Institute：以下「CII」）が資格授与機関となって運営している CII 資格制度が存在し、関連する教育・研修サービスも幅広く提供されている。CII 資格制度においては、保険ブローカー等の保険仲介者だけでなく、保険会社の役職員も自主的に資格を取得し、知識、技能のレベルの高さを客観的に示すことを通じて、顧客からの信頼の向上や役職員自身のキャリア形成等に役立っている。

もとより、保険事業にとって最も重要な資源は人材であり、顧客サービスの向上、保険事業の発展のためには、保険仲介者の資質向上だけでなく、保険会社の役職員の資質向上も欠かせない重要な要素である。

保険事業のグローバル化が進展する中で、わが国も、損害保険会社の役職員を対象とする業界ベースでの資格・教育・研修制度の構築に関する検討が必要な時期にきているのではないだろうか。

1. はじめに

わが国では近年、損害保険業界に対する信頼向上、顧客のニーズに適したより質の高い商品・サービスの提供等を実現するため、損害保険募集人の資質向上に向けたさまざまな取組が進められている。

2011年10月には、損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験」と呼ばれる制度がスタートした¹。さらに、2012年7月には、損保一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、損害保険大学課程が創設された。2012年7月から専門コース試験が実施されており、2014年6月からはコンサルティングコース試験の実施が予定されている。これらの試験制度に加え、教育内容を効率的に修得できるようにする目的で、専門コースおよびコンサルティングコースのそれぞれのコースに教育プログラムが設置された²。このようにわが国では、損害保険募集人に関して業界ベースでの試験・教育制度の整備が進められてきている。

一方、損害保険会社の役職員の資質向上については、現状ではこのための資格制度が特に設けられていない。また教育・研修制度についても、損害保険事業総合研究所が業界ベースでの人材育成の観点から損害保険本科講座等を提供しているものの、これは損害保険会社の職員が入社後2～3年目に受講するものが中心であり、継続的な学習という意味では、各保険会社マターとなっている部分が大きいのが実態である。

目を海外に転じると、例えば、米国には米国認定損害保険士（Chartered Property Casualty Underwriter：以下「CPCU」）資格、イギリスには勅許保険協会（The Chartered Insurance Institute：以下「CII」）資格等の資格制度が存在する。これらの制度では、保険仲介者だけでなく保険会社の役職員も、自発的に学習して資格を取得し、知識、技能のレベルの高さを客観的に示すことを通じて、顧客からの信頼の向上や役職員自身のキャリア形成等に役立っている。

米国のCPCU資格制度については、既に2013年4月発行の損保総研レポート第103号で取り上げているため、本稿では、イギリスのCII資格制度について取り上げ、特に損害保険会社の役職員の資質向上の観点に重点を置いて説明することとした。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. 保険業におけるプロフェッショナル・スタンダードの役割

イギリスでは、勅許保険協会（The Chartered Insurance Institute：以下「CII」）が、保険会社の役職員および保険ブローカー等を対象とするCII資格およびこれに関連す

¹ この試験制度は、それまでの試験制度を再構築するものであり、損害保険会社全社統一の試験制度として全募集人が試験を受け、日本損害保険協会が合否判定をすることにより、募集人が適切な保険募集を行うための知識を有しているか検証できる制度になったとされている。

² 指定教育機関である日本損害保険代理業協会がこの運営を行っている。

る教育・研修制度を運営している（CII組織の概要については後記3.を参照願う）。

本項では、CIIの組織や資格・教育・研修制度について説明する前に、この制度の背景として重要なプロフェッショナル・スタンダードの役割に関するCIIの考え方³について説明する。

(1) プロフェッショナル・スタンダードの必要性

イギリスの保険業界において、業界による自主的な資質向上の取組は、業界のプロフェッショナル・スタンダード向上のための取組として捉えられており、資格・教育・研修制度を運営するCIIがこの促進において中心的な役割を果たしている。なお、ここでのプロフェッショナル・スタンダードとは、保険業に従事する役職員等が身につけておく必要のある知識、技能、倫理的行動等に関する基準のことを指している。

a. CIIにおけるプロフェッショナル・スタンダードの考え方

CIIは、プロフェッショナル・スタンダードの向上が重要である背景として、顧客と保険会社（および保険仲介者）の間には、情報の非対称性の問題があり、顧客が自身のニーズに適した商品・サービスを手に入れるためには、保険会社側の適切なアドバイスが必要であることを挙げている⁴。

例えば、損害保険に関しては、顧客は自身が抱えているリスク、ならびにそのリスクをカバーする保険の価値および適正な保険料水準等について十分に理解する時間も知識も持ち合わせていない場合が多い。保険会社の役職員や保険仲介者が高いレベルのプロフェッショナル・スタンダードを満たしている場合は、顧客に対して適切な説明が行われ、顧客のニーズに適した商品・サービスの提供が期待できるとされている。

また、CIIは、顧客が商品・サービスを受け入れるためには、それらを提供する保険会社、保険仲介者側が顧客からの信頼を十分得ていることも重要であるとしている。これは、適切なアドバイスが行われた場合でも、顧客が保険会社や保険仲介者を信頼していない場合、顧客は保険の購入を見合わせ、保険によるリスクカバーが十分に行われない可能性があるためである。このような顧客からの信頼構築においても、プロフェッショナル・スタンダードが重要な役割を担っているとされている。

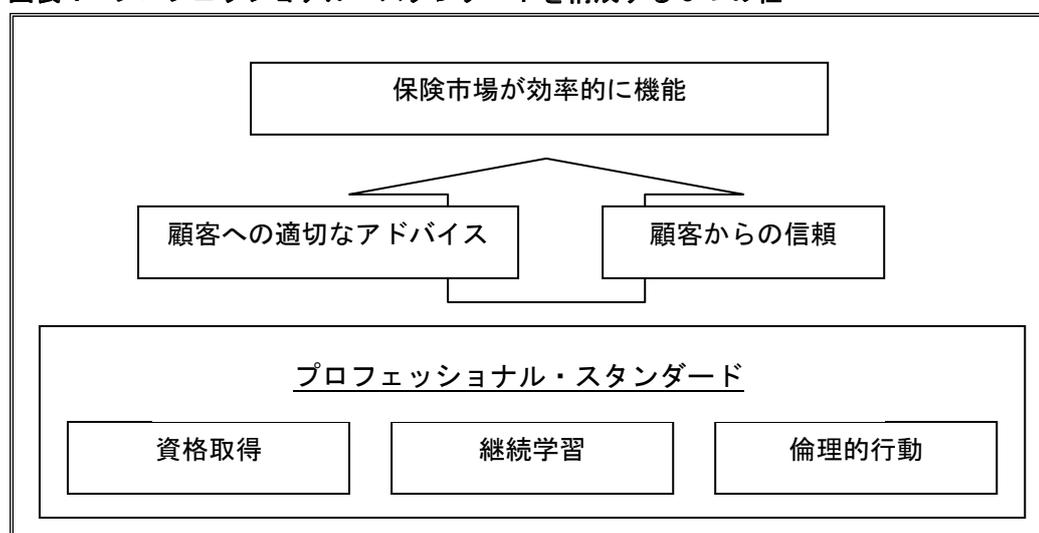
³ 本項でのCIIの考え方は、基本的にUK Parliament, “Banking Standards, Written evidence from Chartered Insurance Institute” (2012.8)に基づくものである。

⁴ このようなCIIの認識とよく似た認識はわが国にも存在する。例えば、金融審議会の保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループが2013年6月に公表した報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」では、「保険は、その性質上商品やサービスの内容について保険会社・募集人と顧客との間に情報の非対称性が存在することに加え、他の金融商品同様に商品内容の多様化が進んでいることから、顧客による商品やサービス内容の正しい理解のためには、保険会社・募集人による適切な情報提供や分かりやすい説明が行われることが、ますます重要になっている」とされている。なお、保険販売における情報の非対称性の問題に関しては、顧客が個人の場合と企業の場合とでは異なる等さまざまな議論があるが、本稿では立ち入らない。

b. プロフェッショナル・スタンダードを構成する3つの柱

CII では、プロフェッショナル・スタンダードは、①資格取得、②継続学習、③倫理的行動の3つの柱によって構成されていると考えている(図表1参照)。すなわち、資格取得は、保険会社等の役職員が適正なレベルの知識、技能や理解力を有していることの証となる。継続学習は、事業環境が急速に変化する中で、知識、技能を常に最新の状態に維持するために必要なものである。また、倫理的行動は、その役職員が顧客の利益のために、誠実に行動することを求めるものである⁵。この3つの柱は、いずれも保険市場が効率的に機能するために不可欠の要素であるとされている⁶。

図表1 プロフェッショナル・スタンダードを構成する3つの柱



(出典：各種資料をもとに作成)

c. プロフェッショナル・スタンダードを支える資格授与機関の必要性

CII では、プロフェッショナル・スタンダードの向上に実効性を持たせるためには、これを強力に推進する役割を担う資格授与機関が必要であり、この組織としての役割をCIIが担っているとしている。

仮に資格制度がなかった場合、個々の役職員が自身の専門的能力の高さを顧客に理解してもらうことは容易ではない。しかし、その役職員は、社会的に信頼されている資格授与機関が認める資格を有していることを示すことで、自身の専門的能力や倫理基準の高さを認めてもらい、顧客からの信頼を得ることができる。

また、プロフェッショナル・スタンダードの向上促進においては、厳格な倫理基準

⁵ CII では資格取得者の義務として、倫理行動規範の遵守と継続学習プログラムの実行を求めている。これらの詳細については後記4.(1)dを参照願う。

⁶ CII の調査によれば、消費者の95%が、保険・金融サービスで顧客にアドバイスを行う者に対しては、継続的な学習に取り組むことを期待しており、消費者の87%が、継続的な学習に取り組まない者は信用できないと回答している。また、消費者の87%が、倫理的行動はプロフェッショナリズムにおける重要

を有し、この基準を守らない役職員がいる場合にはこれを処罰する等、実効性のある懲戒プロセスを備えた資格授与機関が必要であるとされている。

(2) プロフェッショナル・スタンダード向上による効果

CII では、プロフェッショナル・スタンダード向上により、さまざまな関係者に対してプラスの効果が期待されるとしている。

a. 期待される効果

保険業界におけるプロフェッショナル・スタンダードの向上により、さまざまな関係者に期待される効果として、図表2のような点が挙げられている。これらの効果は、全体として、保険業界の収益性および持続可能性の向上につながる。さらに、中長期的には、保険に対する需要が拡大し、保険業界は、より大きくより強く成長するとされている。

逆に、保険業界において、一定レベルのプロフェッショナル・スタンダードが構築されていない場合は、顧客に提供されるアドバイスの質が低く、顧客のニーズに適した商品・サービスが十分に提供されず、顧客から多くの苦情が寄せられ、規制・監督当局はこの処理に労力を費やすことになる。保険業界に対する信頼は損なわれ、中長期的には保険に対する需要まで抑制される結果になるとされている⁷。

図表2 プロフェッショナル・スタンダード向上により関係者に期待される効果

顧客	顧客は、自身のニーズに適して設計された、より質の高い商品・サービス、ならびに、より高いレベルの情報提供およびアドバイスを受けることが期待できる。特に企業顧客に関しては、ニーズに適した商品・サービスの利用により事業の持続可能性が高まることを通じて、経済全体にプラスの影響を及ぼす。
社会	保険業界に対する信頼性の向上、および将来のリスクに対する備えの充実等から、恩恵を受ける。
納税者	異常災害リスクを保険カバーする人々が増加すれば、被災者に援助するための税金コストの低減につながる。
規制・監督当局	コンプライアンス違反の減少等を通じて、規制・監督コストの低減につながる。
保険会社の役職員	教育・研修の受講や倫理的行動を通じて、自身の価値向上と自己評価の改善につながる。
保険会社	より高いプロフェッショナル・スタンダードを採用する保険会社は、事業競争上の優位性を確保し、また優秀な人材を惹きつけること等を通じて、業績の向上につながる。

(出典：CII, “Measuring Professional standards: Demonstrating Positive Outcomes from Doing the Right Thing” (2012.2)をもとに作成)

な要素であると回答している (CII, “Developing and Implementing Professional Standards” (2013.6))。

⁷ CII, “Measuring Professional standards: Demonstrating Positive Outcomes from Doing the Right Thing” (2012.2)

b. 規制・監督制度との関係

2013年1月のCIIへの訪問ヒアリングによれば、イギリスの規制・監督当局は、保険仲介者の認可要件、保険会社の経営層等の適格性要件の判断基準のひとつとして、CIIの資格を有することを重視しているとされている。このため、損害保険会社の管理職層の80～90%がCIIの資格を取得しているとのことであった。これは、規制・監督制度によって求められる経営層等の適格性要件を満たす証として資格取得が有効に機能していることを意味しているものと考えられる。

さらに、プロフェッショナル・スタンダード、特に倫理的行動の促進への取組は、保険会社が規制を遵守するだけでは実現できない重要な役割を担っているとCIIは説明している。CIIを中心とする業界ベースでの自主的な取組は、より優れた行動を促進するインセンティブとなるものであるため、最低限守らなければならない基準を保険会社等に対して単純に強制する規制を超える効果を有するとされている。

c. プロフェッショナル・スタンダード向上による効果の測定

保険事業において、プロフェッショナル・スタンダードの向上が、個人顧客や企業顧客にとってどの程度のプラス効果をもたらしているのか、また、保険業界が魅力的な職場として優秀な人材を獲得・維持することにどの程度のプラス効果を持つのか等につき、CIIは現在調査を行っている段階である。

ただし、保険業界や特定の会社に一定レベルのプロフェッショナル・スタンダードが備わっていることを顧客や規制・監督当局に理解してもらうだけでも容易ではなく、このようなプロフェッショナル・スタンダードが顧客等に優れた果実をもたらしていることを実証することは、さらに難しいとされている⁸。

3. CII組織の概要

CIIは、イギリスを本拠地とし、保険・金融サービスに関する資格・教育・研修制度の運営を行っている非営利団体である⁹。本項では、CIIの組織の概要として、(1)目的・沿革、(2)組織形態・会員制度・収支について説明する。

(1) 目的・沿革

CIIは、その目的に、信頼性の高い資格試験の実施等を掲げ、損害保険分野を中心に資格・教育・研修制度を発展させてきた。

⁸ 前掲脚注7。

⁹ イギリスの保険業界において教育や資格制度の運営を行っている他の団体としては、ロンドン国際保険引受協会 (International Underwriting Association of London : 以下「IUA」) 等がある。IUAは、1998年にロンドン国際保険・再保険市場協会 (London International Insurance and Reinsurance Market Association : LIRMA)、およびロンドン保険事業者協会 (Institute of London Underwriters : ILU) の

a. 目的

CII は、保険・金融サービス業におけるプロフェッショナル・スタンダードの維持・向上を図るための組織であり、CII の目的は、図表 3 のとおり、信頼性の高い資格試験の実施、CII 会員の資質の維持、会員への支援等にあるとされている¹⁰ (CII の会員制度については後記(2)b を参照願う)。

図表 3 CII の目的

信頼性の高い資格試験の実施	信頼性の高い資格試験の実施や、保険事業に従事する人々の実務の効率化と改善を促すこと等を通じて、一般消費者や雇用主等に信頼を与える。
課題の研究	保険分野に関する課題の研究を推進・援助する。
法律と実務に関する意見の収集	保険と関係のある事象についての、法律と実務に関する専門的意見を収集し、とりまとめ等を行う。
会員の資質の維持等	CII 会員のプロフェッショナルとしての水準・行動を維持・監督する。また会員の利害の調整と福祉の向上を図る。
会員への支援	CII 会員等に対し、保険事業における雇用の情報やアドバイスを提供する。経済的困難に陥っている会員等に対し基金の運営等を通じて援助する。

(出典：CII ウェブサイト等をもとに作成)

b. 沿革

CII が現在の名称となったのは、およそ 100 年前の 1912 年であるが、その起源は 140 年前の 19 世紀後半までさかのぼる。19 世紀半ば以降、マンチェスターに所在する保険会社の間で、個々の会社の利害を超えた保険事業にかかわる各種情報の交換・集積と、若手職員の教育についての組織化の動きが起こり、1873 年に、同業者の相互理解の増進等を目的とする保険協会が発足した。一方、同時期に、保険業界における教育を推進するための別の組織として、ジャーナル保険協会が創設され、1883 年には両者が統合してマンチェスター保険協会となった。

この時期、各地で保険協会等の組織の創設・統合が相次ぎ、19 世紀末までに 10 都市に別々の保険協会が存在する状態となった。1897 年には、マンチェスター保険協会の提案により、既存の 10 の保険協会が統合され、イギリス全国の保険協会の連合組織として、CII の前身となる「グレートブリテンおよびアイルランド保険協会連合」が誕生した。その後 1912 年に、王室からの正式な公認 (Royal Charter) が与えられ、その名称を勅許保険協会 (The Chartered Insurance Institute : CII) に変更し、現在に至っている。

なお、CII は損害保険分野を中心に資格・教育・研修制度を発展させてきたが、近年は、ファイナンシャル・プランニング、住宅ローン等の生命保険・年金・金融サー

合併によって誕生した組織である。

¹⁰ CII では、1912 年に王室からの勅許を授与されたときに作成した、定款に相当する “The Original Charter” においては組織の目的を規定していなかったが、その後、1949 年および 1966 年に追加された

ビス分野にも活動範囲を広げてきている（図表 4 参照）。

図表 4 CII の主な歴史

1873 年：マンチェスターに初の保険協会誕生
1883 年：ジャーナル保険協会と統合しマンチェスター保険協会となる
1897 年：マンチェスターで 10 協会の合同会議開催、CII の前身としての連合組織発足
1898 年：機関誌「The Journal」を創刊
1907 年：ロンドン、リバプール、ベルファースト、カーディフの各地域協会が連合組織に参加
1912 年：王室の公認（Royal Charter）が与えられ、勅許保険協会（CII）となる
1914 年：第 1 回最上級（Fellowship）試験実施、その後、第一次大戦のため 1920 年まで試験中止
1977 年：ビデオ教材導入
1991 年：国際部（International Division）設置
1994 年：図書館のコンピューター化
1995 年：継続学習プログラム（CPD）導入
1997 年：インターネット上にウェブサイト設置。CD-ROM 教材導入 米国、カナダの研究所とともに世界保険教育事業研究所（IGIE）設立
2004 年：住宅ローン専門学科を設置
2005 年：勅許ファイナンシャル・プランナーの称号を導入
2006 年：オンライン試験の開始
2011 年：CII の会員が 10 万人を超えた

（出典：CII ウェブサイト等をもとに作成）

(2) 組織形態・会員制度・収支

本項では、CII の組織形態、会員制度および収支について説明する。

a. CII の組織形態

CII は、組織名称に“Charter”という言葉を用いている。“Charter”は、王室からの勅許を表す言葉であり、CII が“Royal Charter”として王室の認可を受けた団体であることを意味している¹¹。イギリスでは、“Royal Charter”は、その団体が、自身の会員の利益よりも公共の利益を優先する団体であることを示す最高級の称号であるとされている¹²。CII の組織は、基本的に事務局および地域協会、ならびに外部の関連委員会で成り立っている。また、CII とは別組織であるが、CII 会員を支援する互助的な組織として部会（Faculty）がある。

(a) CII の事務局と地域協会

CII には、事務局として本部を含めイギリス全土に 18 の事務所があり、事務局の職員数は、本部に約 100 名、地方に約 100 名、全体で約 200 名が勤務している¹³。

補完定款（Supplemental Charter）に組織の目的が掲載された。

¹¹ CII には、一般的な会社の「定款」に相当する基本文書として“Charter”があり、これに、附属定款に相当する“Bye-Laws”を組み合わせた“Charter & Bye-Laws”を有している。

¹² CII, “Professionalism for the 21st century- Revisited” (2011.10)

¹³ 2013 年 1 月の CII への訪問ヒアリングによる。なお、事務局は、職員数が最も多い資格認定部門のほか、講義・研修部門、出版部門、マーケティング部門等に分かれているとされている。

そのほか、イギリス国内に 60、アイルランド共和国内に 7 の合計 67 の地域協会がある。

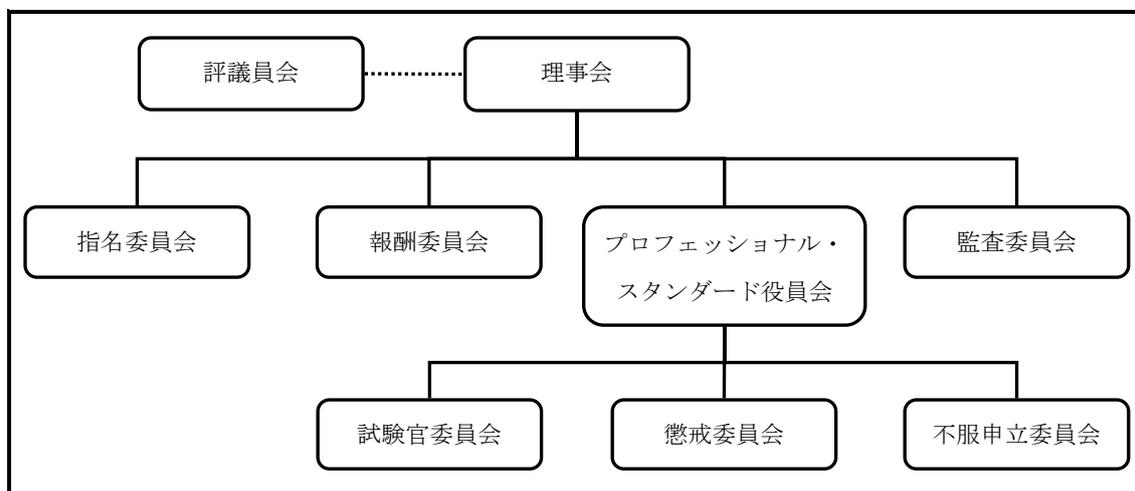
なお、CII の会員になると、その会員が通常勤務している地域の地域協会にも加入することになる。地域協会は CII 会員に対し、保険知識や市場関連のテーマを扱うセミナーやワークショップの開催、当地における有益な社交行事や関係者の連絡先の情報提供等を行っている（CII の会員制度については後記(2)b を参照願う）。

(b) 関連委員会

CII には図表 5 に示す関連委員会が存在し、各委員会は、理事会が規定する委任規則に従って運営されている。それぞれの委員会の役割は図表 6 のとおりである¹⁴。

CII は長年にわたり、倫理行動規範を含む CII 会員に関する基準や方針について監督するプロフェッショナル・スタンダード役員会を有している。この役員会には CII とは独立した議長がおり、規制・監督当局の代表者や消費者の代表者等も参加して運営されている¹⁵。また、CII 会員のための倫理行動規範は、会員が同規範に違反した場合の処分等について検討する独立的な懲戒プロセスによって支えられている。懲戒プロセスに関する懲戒委員会と不服申立委員会とともに CII とは独立した議長による運営となっている。

図表 5 CII の関連委員会



(出典：CII の資料等をもとに作成)

¹⁴ CII のガバナンスは、CII の関係者および保険業界以外の参加者も含めて構成される関連委員会により、可能な限り利益相反を排除し、意志決定や戦略的方向性の決定において、特定の組織や利害関係者等が不当な影響力を行使できないように設計されている（CII, “CII Annual Review 2011”）。

¹⁵ CII, “CII Professional Standards Board, Annual Report 2012”

図表 6 各関連委員会の役割

委員会等	主な役割
評議員会 (Council)	CII の管理機関にあたり、CII の運営方針につき統制・指示する。
理事会 (Board)	保険業界の経営者や規制・監督当局、一般消費者の代表者を含む 13 名から構成され、CII を統治する役割を担っている。
プロフェッショナル・スタンダード役員会 (Professional Standards Board)	専門職業的な行為や倫理等を含む CII 会員のための方針策定やプロフェッショナル・スタンダードの基準開発等について監督する。
指名委員会 (Nomination Committee)	理事会メンバーを選任する役割を担っている。
報酬委員会 (Remuneration Committee)	報酬に関連した事項を理事会に推薦する役割を担っている。
監査委員会 (Audit Committee)	財務報告、内部統制とリスクマネジメントシステム、内部告発、外部監査、費用対効果の評価等を行う。
試験官委員会 (Examiners Committee)	試験の健全性とレベル、および試験が目的に沿った妥当なものであることを維持するために、試験の開発と運営を監督する。
懲戒委員会 (Disciplinary Committee)	CII の会員に対して寄せられた苦情等について、CII の懲戒規則に規定された手続きにしたがって処分の要否等を検討する。
不服申立委員会 (Appeals Committee)	懲戒委員会の決定に対してなされる不服の申立等について審査する。

(出典：CII の資料等をもとに作成)

(c) 部会 (Faculty)

CII とは別組織であるが、CII と連携して CII 会員を支援する互助的な組織として部会 (Faculty) がある。この部会は、会員の専門的知識の向上、競争力の向上、キャリア開発等の支援を目的として組織されており、具体的には、CII 会員向けのフォーラムやセミナーの開催、保険市場関連の調査・分析、キャリア関連のガイダンス等のサービスを提供している。

損害保険に関する部会には、次の 4 つの組織がある¹⁶。

- 保険引受部会 (Underwriting Faculty)
- 保険金支払部会 (Claims Faculty)
- 保険仲介部会 (Insurance Broking Faculty)
- ロンドン市場部会 (London Market Faculty)

CII の会員は、各会員の専門性に応じて、上記のうちのいずれかひとつの部会に無料で参加することができる¹⁷。

¹⁶ CII には、これら損害保険に関する部会のほか、生命保険および金融サービスに関する部会として、生命保険および年金部会 (The Life & Pensions Faculty)、住宅ローン専門職部会 (The Society of Mortgage Professionals)、個人金融部会 (The Personal Finance Society) も存在する。

¹⁷ CII, “CII membership guide, Supporting you as a professional” (2012)

b. CIIの会員制度

CIIの規定¹⁸によれば、保険または金融サービスに関連する仕事に従事または雇用されている者がCIIの会員になることができるとされている。CIIの会員は資格会員(qualified members)と普通会員(ordinary members)に大別される。資格会員は、所定の試験に合格し資格を保有する会員である。一方、普通会員は、資格を取得するために勉強を始めた会員、または、資格を取得するつもりはないが、CIIが提供するサービスを利用するための会員である(CII会員の年会費については後記4.(1)eを参照願う)。

CIIの会員は、世界150カ国以上の国において合計11万2,000人以上となっており、金融・保険分野で世界的に最も大きなプロフェッショナル集団を形成している。歴史的にCIIの会員の多くは、損害保険業界において保険引受、保険金支払、保険仲介等の実務を行っている役職員である。ただし、近年では、生命保険、住宅ローン、ファイナンシャル・プランナー等の分野の会員も拡大してきている。

c. CIIの収支

CIIにおける2011年の事業収入は、3,814万ポンド^{*}(約57億2,115万円)であり(図表7参照)、内訳を示す構成比は、教育活動(学習教材の販売収入等)39%、会員からの年会費収入31%、資格試験の受験料収入30%となっている(図表8参照)。

一方、CIIの2011年の事業支出は、3,629万ポンド^{*}(約54億4,365万円)であり(図表7参照)、内訳を示す構成比は、会員へのサービス提供30%、教育28%、資格付与活動20%等となっている(図表8参照)。これらの結果、CIIの2011年の収支残は、186万ポンド^{*}(約2億7,930万円)となっている。

なお、2013年1月のCIIへの訪問ヒアリングによれば、2008年の金融危機以降、保険・金融サービス分野における役職員の資質向上に対する要請は強まっており、CIIの資格・教育・研修制度に対するニーズは年々拡大し、CIIの収入は景気低迷下でも確実に伸長しているとのことであった。

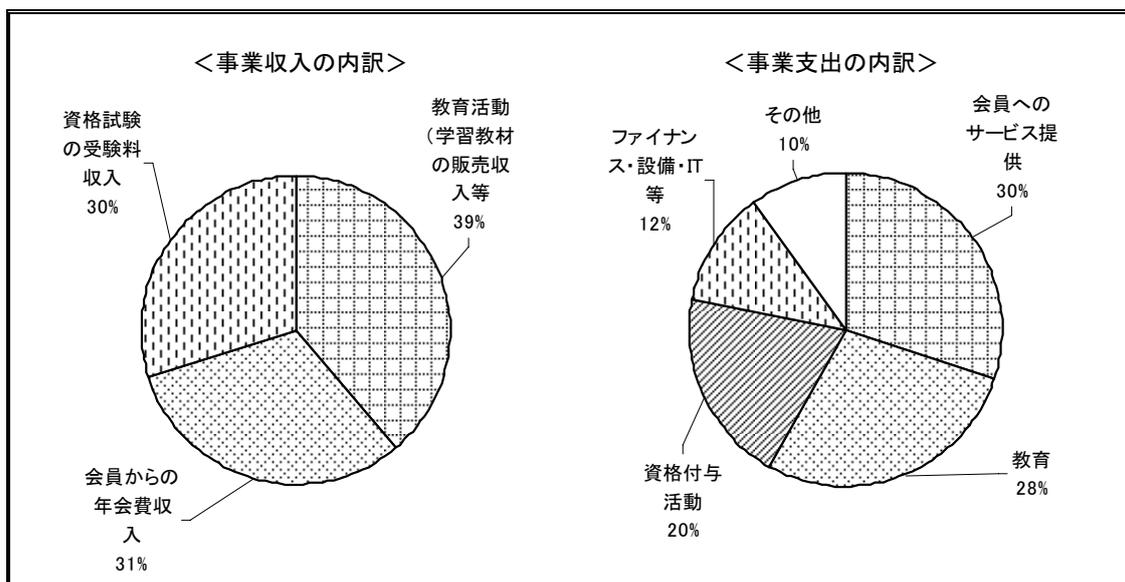
図表7 CIIの収支

(単位：千ポンド^{*})

	2010年	2011年
事業収入	33,970	38,141 (57億2,115万円)
事業支出	33,026	36,291 (54億4,365万円)
事業収支	764	1,850 (2億7,750万円)
事業外収支	74	12 (180万円)
収支残	838	1,862 (2億7,930万円)

(出典：CII, "CII membership guide, Supporting you as a professional" (2012)を
もとに作成)

図表 8 CII の事業収入および事業支出の構成比（2011 年）



（出典：CII, “CII membership guide, Supporting you as a professional” (2012)をもとに作成）

4. CII 資格制度と勅許認定制度

CII では、初級から最上級まで段階的にステップアップ可能な資格制度を運営している。このような資格制度に加えて、個人および法人を対象として、業界における最高峰の地位を示す勅許 (Chartered Status) の認定を行う制度も設けられている。本項では、CII 資格制度および勅許認定制度についてそれぞれの概要を説明する。

(1) CII 資格制度の概要

CII が運営する資格制度は、保険会社の役職員や保険仲介者を中心として知識、技能の向上を目指す者を広く対象としている。

a. CII 資格制度の枠組

CII 資格制度¹⁹の枠組は、図表 9 のとおり、損害保険に関する資格と、生命保険・金融サービスに関する資格に大別される。また、CII 資格は、レベルに応じて複数の種別が設けられている。具体的には、初級 (Award)、中級 (Certificate)、準上級 (Diploma)、上級 (Advanced Diploma)、最上級 (Fellowship 等) の構成となつて

¹⁸ 一般的な会社の附属定款に相当する “Bye-laws” の中で会員について規定されている。

¹⁹ イギリスの職業資格制度については、政府機関である資格・試験規制機関 (Office of Qualifications and Examinations Regulation: 以下「Ofqual」) が規制・監督を行っている。Ofqual は、資格制度を運営するさまざまな資格授与機関に対して認可を与え、資格授与機関の活動を監督している。CII も、Ofqual から認可を受けた資格授与機関のひとつである。なお、イギリス全土では 175 の資格授与機関が存在し、これらの機関により約 2 万種類の資格が付与されている (Ofqual, “Annual Report and Accounts 2012-2013” (2013.7))。

いる²⁰。CII の会員は、このように階層化された資格を順次取得していくことによって、ステップアップしていくことができる。

CII 資格は、歴史的にイギリス国内の損害保険を中心に発展してきたこともあり、同分野における資格は初級から最上級まで幅広くカバーされている。一方、図表 9 にみられるように、海外向け専用の資格も用意されている。海外向け専用の資格は、いずれも初級または中級レベルのものであり、CII 資格の海外展開においては、歴史的に保険上級 (Advanced Diploma in Insurance) 資格の取得が重視されてきた (後記 6.(1)a.(a)参照) 一方、基礎的レベルの知識・技能の修得にも重点が置かれていることがわかる。

図表 9 CII の資格一覧

	損害保険	生命保険・金融サービス
初級 Award	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険基礎テスト (Award for the Foundation Insurance Test) ・ ロンドン保険市場 ・ 損害保険 (海外向け) ・ 保険の顧客サービス (海外向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融管理 ・ ファイナンシャル・プランニング (海外向け) ・ バンカシュランス (海外向け) ・ 投資プラン (海外向け)
中級 Certificate	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険 (Certificate in Insurance) ・ 契約文言 ・ 保険および金融サービス (海外向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資一任契約管理 ・ リバース・モーゲージ ・ ファイナンシャル・プランニング ・ 生保および年金 ・ 住宅ローン・アドバイス ・ ファイナンシャル・プランニング管理 ・ 証券取引とアドバイス
準上級 Diploma	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険 (Diploma in Insurance) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンシャル・プランニング ・ ファイナンシャル・プランニング規制
上級 Advanced Diploma	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険 (Advanced Diploma in Insurance) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンシャル・プランニング
その他 (最上級)	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェロー (Fellowship) ・ ロンドン保険市場 (専門) ・ 保険およびリスクマネジメントのマスター 	—

(出典：CII のウェブサイト等をもとに作成)

²⁰ イギリスでは、2008年に導入された資格単位枠組 (Qualifications and Credit Framework : QCF) の下で、職業資格と教育資格 (学位等) を同じ体系の中で位置付け、比較可能にする取組が進められている。資格単位枠組は、それぞれの資格が資格制度全体の中で有する難易度等によって体系的に整理したものである。イギリスの資格単位枠組の難易度は、入門 1~3 およびレベル 1~8 の合計 11 段階に設定されている。入門 1 は最も基礎的なレベルであり、レベル 8 (教育資格としては博士レベル) は最高度のレベルを表している。この資格単位枠組の中で、CII の初級保険基礎テスト (Award for the Foundation Insurance Test) はレベル 2 (中学修了レベル)、保険中級 (Certificate in Insurance) はレベル 3 (大学入学資格レベル)、最上級のロンドン保険市場 (専門) はレベル 7 (修士レベル) に該当するとされている。なお、欧州では EU 諸国を中心に資格制度の共通化や指標化の動きが進んでおり、イギリスの資格単位枠組は、欧州各国の資格制度の相互リンクを目指して 2008 年に採択された欧州資格枠組 (European Qualifications Framework : EQF) にも整合的な内容となっている。

b. 損害保険に関する CII 資格の種別と資格取得に必要な試験

本項では、前記 a で取り上げた資格のうち損害保険に関する主な資格について、種別ごとに必要とされる試験の概要を説明する。

(a) 損害保険資格の種別

損害保険に関する主な資格の種別は、保険市場の基礎的な理解を必要とする職員向けの初級保険基礎テスト (Award for the Foundation Insurance Test)、保険市場、規制および商品等に関する基礎知識を必要とする職員向けの保険中級 (Certificate in Insurance)、専門知識を必要とする職員向けの保険準上級 (Diploma in Insurance)、さらに高度な専門知識を必要とする職員向けの保険上級 (Advanced Diploma in Insurance)、最上級 (Fellowship) の構成となっている (図表 10 参照)。

図表 10 CII 損害保険資格の主な種別

資格の種別	称号	内容
初級保険基礎テスト (Award for the Foundation Insurance Test)	—	保険市場に関する基礎的な理解を必要とする者を対象とした初級レベルの資格である。資格取得には所定の 1 科目の試験 (6 単位) に合格すればよい。
保険中級 (Certificate in Insurance)	Cert CII	保険市場、規制および商品等に関する基礎知識を必要とする者を対象とした中級レベルの資格である。資格取得には 40 単位が必要である。
保険準上級 (Diploma in Insurance)	Dip CII	保険業界でのキャリアを真剣に考える職員に適した技能および管理能力まで求める資格である。資格取得には 120 単位が必要である。
保険上級 (Advanced Diploma in Insurance)	ACII	高度な知識と技能を有する、保険市場における経験豊富なプロフェッショナルに授与される資格である。資格取得には 290 単位が必要である。
最上級 (Fellowship)	FCII	CII から授与される最上級の資格である。資格取得には、自身のキャリアに応じた自己啓発プログラムの実践が求められている。

(出典：CII, “CII membership guide, Supporting you as a professional” (2012) 等をもとに作成)

(b) 資格取得に必要な試験

CII 資格は、必要科目の試験に合格し所定の単位数を獲得することによって取得できる。試験科目は、必須科目と選択科目で構成されており、選択科目については、受験者は業務上の必要性や自身の興味等に応じ自由に選択することができる。受験者にとって柔軟に試験科目を選べるのがこの資格の重要な特徴のひとつである。

CII の損害保険資格を取得するための試験の枠組は、図表 11 のとおりとなっている。例えば、保険準上級 (Diploma in Insurance) の資格においては、必要な単位数は 120 単位とされているが、受験者は前段階の資格である保険中級 (Certificate in Insurance) において既に 40 単位を取得済みであるため、実質的にステップアップ

プのために必要な単位数は 80 単位となる。

各資格取得のために必要な単位は、図表 12 に掲げた科目の中から取得することとされている。例えば、保険準上級 (Diploma in Insurance) の資格取得においては、「保険法」と「保険事業とファイナンス」の 2 科目が必修科目とされている。それぞれ 25 単位科目であるため、これら必修科目の試験に合格することで合計 50 単位を取得できる。したがって、資格取得に必要な残り 30 単位分を選択科目の中から選んで、その試験に合格すればよいこととなる。最上級 (Fellowship) の資格を取得するためには、自身のキャリアに応じた自己啓発プログラムの実践が求められており、図表 11 および図表 12 で示している試験科目は該当しない。

なお、CII 資格制度における 2011 年の受験者総数は約 11 万人の規模となっており、このうちの約 9 万人の受験は、オンライン試験により実施されている²¹。

図表 11 CII 損害保険資格における試験の枠組

	初級保険基礎テスト Award for the Foundation Insurance Test	保険中級 Certificate in Insurance	保険準上級 Diploma in Insurance	保険上級 Advanced Diploma in Insurance
必要単位数 ^(注)	6 単位	40 単位	120 単位	290 単位
1 科目当り 単位数	6 単位	科目により 10 単位 または 15 単位	科目により 20、25 または 30 単位	科目により 30 単位 または 50 単位
受験可能科目数	1 科目	11 科目	18 科目	9 科目
必修科目	1 科目	1 科目	2 科目	2 科目
試験方法	・オンライン方式 ・2 時間 ・100 問の多肢選 択問題	・オンライン方式 ・選択科目により、 1～2 時間 ・多肢選択問題/ 小事例研究	・選択科目により、 2～3 時間 ・記述短答式文章 問題	・3 時間 ・記述短答式文章/ 事例研究問題
平均勉強時間	40 時間	50 時間	選択科目により、 90～100 時間	選択科目により、 120～180 時間
試験実施時期	1 年中 (週ごと)	1 年中 (週ごと)	年 2 回 (4・10 月)	年 2 回 (4・10 月)

(注) 各資格の必要単位数には、前段階の資格における取得単位の繰越分を含む。

(出典：CII, “CII insurance qualifications framework, 2013 Overview brochure” (2012)をもとに作成)

²¹ CII, “CII Annual Review 2011”

図表 12 CII 損害保険資格における試験科目

資格種別	単位数	試験科目名		
初級 Award	6 単位科目	基礎保険テスト (必修)		
保険中級 Certificate in Insurance	10 単位科目	ロンドン保険市場の概要		
	15 単位科目	ロンドン保険市場の原理と実務		
		健康保険商品	包括企業保険	保険の顧客サービス
		保険金支払プロセス	自動車保険商品	家計保険商品
		保険の規制 (必修)	損害保険事業	保険引受プロセス
保険準上級 Diploma in Insurance	20 単位科目	保険金支払の実務	個人向け保険	
		企業向け保険の約款	保険引受の実務	保険仲介の実務
	25 単位科目	自動車保険	賠償責任保険	
		貨物・運送保険	保険事業とファイナンス (必修)	企業財産保険と事業中断保険
		保険法 (必修)	長期保険事業	個人医療保険の実務
	30 単位科目	再保険	船舶海上保険	
		生命・重病・所得補償保険の引受	生命・重病・所得補償保険の保険金支払	航空宇宙保険
保険上級 ^(注) Advanced Diploma in Insurance	30 単位科目	引受：上級	保険会社のマネジメント	
		保険金支払：上級	保険仲介：上級	保険商品マーケティング
		経済学と事業	タカフルの原理	リスクマネジメント
	50 単位科目	ロンドン保険市場：特別		

(注) 保険上級 (Advanced Diploma in Insurance) の必修科目は、保険準上級 (Diploma in Insurance) の必修科目と同じ科目とされている。

(出典：CII, “CII insurance qualifications framework, 2013 Overview brochure” (2012)をもとに作成)

c. 資格取得者のメリット

資格を取得した会員は、知識、技能のレベルの高さ等を示す証として、以下のような称号を使用することが認められる。中級 (Certificate)、準上級 (Diploma) の各資格取得者は、それぞれ “Cert CII”、“Dip CII” の称号の使用が、また上級 (Advanced Diploma)、最上級 (Fellowship) の各資格取得者は、それぞれ “ACII”、“FCII” の称号の使用が認められる (前記図表 10 参照)。

資格取得者の多くは、名刺やレター、e メール等に CII 資格の称号を記載しており、称号の使用により自身の知識や専門性の高さ等を示せることが、CII 資格取得の重要なモチベーションのひとつとなっている。

d. 資格取得者の義務

CII の資格会員は、資格を維持する条件として、CII が定めた倫理行動規範の遵守と継続学習プログラムの実行が求められている。

(a) 倫理行動規範の遵守

CII は会員が遵守しなければならない倫理行動規範 (Code of Ethics) を有している。CII の倫理行動規範は、CII の会員に対し、最高の倫理的基準および誠実さを

もって、顧客の利益を最大化するように行動することを求めるものであり、会員による倫理行動規範の遵守が、顧客や社会からの信頼の構築につながるとされている。倫理行動規範は以下の5つの主要義務によって構成されている²²。

- 倫理行動規範およびすべての関連する法律や規制を遵守する。
- 最高の倫理的基準および誠実さをもって行動する。
- それぞれの顧客の利益を最大化するように行動する。
- 高品質のサービスを提供する。
- 人々を次の要素にかかわらず公平に扱う。
 - ・ 人種または人種によるグループ
 - ・ 性別または性別に起因する要素
 - ・ 宗教または信念
 - ・ 年齢および身体障害

倫理行動規範に関しては、これを補完するためのガイダンス等も CII から提供されている。オンライン倫理コースの講座のほか、倫理行動規範の解説等のサービスが提供されており、これらの中には、実際の業務においてどのように行動すべきかを示すケーススタディや Q&A 等も盛り込まれている。

なお、会員が倫理行動規範に背く行為を行った場合、CII は、社会的に信頼される適正な懲戒プロセスを利用してこれを処罰することを通じて、会員による倫理行動規範の遵守を促しているとされている²³。

(b) 継続学習プログラムの実行

CII の資格会員は、CII が定めた継続学習プログラム（Continuing Professional Development : CPD）を実行することが求められている。継続学習プログラムは、CII 会員が資格を取得した後も、顧客に対して常に最高品質のサービスが提供できるよう、能力レベルを維持・発展させるために支援するプログラムである。

ア. 継続学習プログラムが必要とされている背景

CII の資格会員にとって継続学習プログラムが必要とされているのは、保険市場を取り巻く環境が急速に変化している中で、競争力を維持するためには、常に知識や技能をアップデートし発展させていく必要があるためと説明されている。また、資格の称号は、単に学習を修了したことを示すものではなく、一度身につけた知識を継続的に現在でも通用する状態に維持していることまで含めて示すものであると

²² 前掲脚注 17。

²³ 前掲脚注 17。

されている。

継続的な学習は、知識と経験のギャップを埋めて生産性と効率性を高め、会員のキャリアの成功を支援し、社会からの信頼構築、消費者利益の保護にもつながるものである。CII は、さまざまなツールやサービス等の提供を通じて、会員の生涯キャリア開発を支援するとされている²⁴。

イ. 継続学習プログラムの内容と記録方法等

CII の資格会員はすべて、毎年 35 時間以上の継続学習プログラムを実行する必要があり、このうち 21 時間以上は、特定の学習成果を実現するようにデザインされた学習活動（Structured CPD）²⁵でなければならないとされている。

CII の継続学習プログラムの実行は、会員自身が記録し認証するものである²⁶。会員は CII が要求した場合に、継続学習プログラム実行の記録を CII に提出することが求められる。CII は毎年、全会員の約 10%をランダムに抽出して、継続学習プログラムが実行されているかどうかの確認を行っている。なお、会員が継続学習プログラムの要件を遵守しない場合は、資格や勅許（Chartered Status）の称号を使用する権利の撤回等の処罰につながる可能性もあるとされている²⁷（勅許の認定制度については後記(2)を参照願う）。

e. CII 会員の年会費

CII 会員の年会費は図表 13 のとおりである。会員が支払う年会費は、資格レベルが上がるにつれて高くなっている。ただし、これら会費の支払いはそれぞれの会員が所属する会社が負担している場合がほとんどとされている。

なお、CII はイギリスの歳入関税庁により認定された専門職業団体であるため、イギリス国内居住者である CII 会員が個人で会費を支払う場合には、所得税の控除²⁸を請求することができる。また、会員の会費を、その会員が所属する会社が支払う場合は、法人税の計算上、損金としての控除が可能とされている²⁹。

²⁴ 前掲脚注 17。

²⁵ 例えば、試験のための勉強、セミナーへの参加、講義、会議、ワークショップへの参加、オンザジョブトレーニングおよび e ラーニング等の活動がこれに該当する。

²⁶ 会員は、学習活動等を行った場合、学習の内容、時間、達成された成果等を記録しておくこととされている。記録の方法は自由とされているが、電子ベースでの記録が推奨されており、CII では継続学習プログラム計画策定と実施の記録のためのツールをオンラインで無料で提供している。

²⁷ 前掲脚注 17。

²⁸ CII の資料では、例えば、その会員の所得税の限界税率が 45%であり、その会員が勅許（Chartered Status）の認定を受けた会員だった場合、会費は 190 ポンド（約 2 万 8,500 円）であるため、支払う税金は、 $190 \times 45\% = 85$ ポンド（約 1 万 2,800 円）節約できると説明されている。

²⁹ 前掲脚注 17。

図表 13 CIIの会員種別と年会費金額^(注1)

(単位：ポンド)

会員種別	イギリス国内居住者	海外居住者 (標準国)	海外居住者 (低 GDP 国)
普通会員 (Ordinary)	70 (10,500 円)	50	35
初級 (Award)	75 (11,250 円)	55	40
中級 (Cert CII)	113 (16,950 円)	72	45
準上級 (Dip CII)	145 (21,750 円)	85	57
上級 (ACII)	155 (23,250 円)	85	65
最上級 (FCII)	175 (26,250 円)	110	88
勅許 (Chartered Status) ^(注2)	190 (28,500 円)	130	100

(注1) 上表の年会費は、2013年1月1日から同年12月31日まで有効な金額である。新たに会員になる、または一度退会し再入会する場合は、上表のほか37ポンド(約5,600円)の入会金を支払う必要がある。

(注2) 勅許 (Chartered Status) の認定制度については、後記(2)を参照願う。

(出典：CII, “CII membership guide, Supporting you as a professional” (2012) をもとに作成)

(2) 勅許認定制度の概要

CIIでは、前記(1)で説明した資格のほかにも、業界における最高峰の地位を認定する制度として勅許 (Chartered Status) の認定を行っている。この制度は、CIIが高い資質を有している保険会社や保険ブローカー等の役職員等を個人として、または組織レベルで一定の基準を満たす保険会社や保険ブローカー等を法人として認定する制度である。本項では、個人としての認定、法人としての認定の順に説明する。

a. 個人としての認定

CIIの上級 (Advanced Diploma) または最上級 (Fellowship) の資格保有者で、一定の基準を満たす者は、最高峰に位置する勅許 (Chartered Status) の認定を個人として受けることができる。

(a) 認定の種類

個人としての勅許の認定には、以下の4種類がある。

- 勅許保険ブローカー (Chartered Insurance Broker)
会社組織としての保険ブローカーの役職員、または個人としての保険ブローカーが対象である。
- 勅許保険従事者 (Chartered Insurer)
保険会社またはロイズ (Lloyd's underwriting agents) の保険引受業務等に
従事している役職員等が対象である。
- 勅許保険技術者 (Chartered Insurance Practitioner)
ロス・アジャスター等の保険関連の業務を行っている者が対象である。

- 勅許ファイナンシャル・プランナー (Chartered Financial Planner)
ファイナンシャル・プランニングに関するアドバイス提供等の業務を行っている者が対象である。

なお、CII のウェブサイトによれば、現在、CII 会員総数約 11 万 2,000 人のうちの 2 割弱に相当する約 2 万 1,000 人が個人として勅許の認定を受けており、2 万 1,000 人のうちの約 1 万 8,000 人が損害保険部門（勅許保険ブローカー、勅許保険従事者および勅許保険技術者）の勅許の認定であるとされている。

(b) 認定に必要な条件

CII の会員が個人として勅許の認定を受けるためには、以下のすべての条件を満たしている必要がある。

- 上級 (Advanced Diploma) もしくは最上級 (Fellowship) またはそれらに相当するレベルの資格を保有している。
- 保険関連業界において 5 年以上の実務経験がある。
- CII の倫理行動規範を遵守している。
- 継続学習プログラムを実行しており、今後も継続することを誓約している。

上記の条件をすべて満たしている者は、CII に対し所定の申込費用を支払って申請することで認定を受けることができる。なお、個人として勅許の認定を受けた会員の年会費は、イギリス国内居住者の場合、前記図表 13 のとおり 190 ポンド^{*} (約 28,500 円) となっている。

(c) 個人として認定を受けることのメリット

CII では、勅許の認定を受けた会員は、保険業界において最高峰の地位にあり、業務の中でその名誉ある地位をアピールすることで競合他者よりも優位に立つことができるとしている。また、CII が一般公開しているウェブサイトでは、勅許の認定を受けた会員を消費者や企業等が検索できるようになっている。

b. 法人としての認定

CII では、一定の基準を満たす保険会社等の組織を勅許法人 (Corporate Chartered Status) として認定する制度を設けている。法人としての勅許の認定は、その会社がプロフェッショナル・スタンダードの維持・向上を誓約し、役職員による資格取得、継続的学習および倫理的行動を通じて、顧客に高品質の商品・サービス

スを提供することに重点を置いていることを示すものである³⁰。

CII は、プロフェッショナル・スタンダードの向上は単に個人で取り組むだけでなく、保険会社等の組織が、会社レベルで取り組むことが重要だと考えており、この推進にも注力している。

本項では、(a)認定の種類、(b)勅許保険会社の認定条件、認定のメリット等、(c)勅許法人の認定状況、の順に説明する。

(a) 認定の種類

法人としての勅許の認定には、以下の 3 種類がある。

- 勅許保険ブローカー (Chartered Insurance Broker)
- 勅許保険会社 (Chartered Insurer)
- 勅許ファイナンシャル・プランニング会社 (Chartered Financial Planning Firm)

(b) 勅許保険会社の認定条件、認定のメリット等

本項では、前記(a)の勅許法人の認定の種類のひとつである勅許保険会社の認定に必要な条件、認定のメリット等について説明する。

ア. 認定に必要な条件

保険会社が勅許法人としての認定を受けるためには、以下に説明する必須基準と選択基準の両方を満たしている必要がある。また勅許保険会社は、認定された後も継続的にこれらの要件を満たしていることが求められる。なお、勅許保険会社が、これらの要件を満たさなくなった場合は、認定の取り下げ等の結果につながることもある³¹。

(ア) 必須基準

保険会社が勅許保険会社の認定を受けるためには、図表 14 に示すすべての要件を満たしている必要がある。例えば、保険会社の取締役会メンバーまたは最高経営幹部のうちの少なくとも 1 人が個人として CII の勅許の認定を受けていること、顧客対応職員 (customer-facing staff) の 90%以上、ならびに取締役会メンバーまたは最高経営幹部のすべてが CII の会員であること等が求められている。

³⁰ CII, “Guidance on applying for Corporate Chartered Status”

³¹ 前掲脚注 30。

図表 14 勅許保険会社認定のための必須基準

保険会社の取締役会メンバーまたは最高経営幹部のうちの少なくとも1人が個人としてCIIの勅許 (Chartered Status) の認定を受けている。
顧客対応職員 (customer-facing staff) の90%以上、ならびに取締役会メンバーまたは最高経営幹部のすべてがCIIの会員である。
その保険会社が、適正なプロフェッショナル開発プログラムを持ち、これを実行している。
その保険会社が、CIIの倫理基準に沿った価値基準・行動基準を持ち、これを実行している。
顧客から要求があった場合には、個人として勅許の認定を受けている職員に対し顧客が接触することが可能になっている。
保険会社の取締役会メンバーまたは最高経営幹部のうちの1人(個人で勅許の認定を受けている必要がある)が責任者としての役割を引き受ける。この責任者は、資格の申込み、更新、その他の関連事項に責任を持ち、勅許保険会社の認定に関する連絡窓口にもなる。

(出典：CII ウェブサイト等をもとに作成)

(イ) 任意基準

保険会社は、前記(ア)の必須基準のすべての要件を満たしていることに加え、以下に説明する任意基準も満たす場合、勅許保険会社としての認定を受けることができる。任意基準を満たすには、図表 15 に示す各要件の中からいくつかの項目を選択して、これらの項目により付与されるポイントの合計が 50 ポイント以上となる必要がある。

各要件は、保険会社の役職員のうち、どの程度の割合が CII の資格や認定を取得しているかを問うものである。例えば、取締役会メンバーまたは最高経営幹部の 50%以上が個人として勅許の認定を受けた者である場合は、この項目だけで 50 ポイントとなるため、これに該当するだけで任意基準を満たすことになる。

図表 15 勅許保険会社認定のための任意基準

要 件	割 合	ポ イ ン ト
取締役会メンバーまたは最高経営幹部における、個人として勅許 (Chartered Status) の認定を受けている者の割合	50%以上	50
	25%以上	25
取締役会メンバーまたは最高経営幹部における保険準上級 (Diploma in Insurance) 資格を有している者の割合	75%以上	15
	50%以上	10
顧客対応職員 (customer-facing staff) における、個人として勅許 (Chartered Status) の認定を受けている者の割合	20%以上	30
	10%以上	20
	5%以上	15
顧客対応職員における保険準上級 (Diploma in Insurance) 資格を有している者の割合	1%以上	10
	75%以上	30
	50%以上	20
顧客対応職員における保険中級 (Certificate in Insurance) 資格を有している者の割合	25%以上	10
	75%以上	15
上記の基準に含まれないが、勅許法人 (Corporate Chartered Status) の適用にふさわしい独自の基準を設けており、書面で提示できる	50%以上	10
	25%以上	5
		5

(出典：CII ウェブサイト等をもとに作成)

イ. 年会費

勅許保険会社の認定を受けた保険会社は、CII における運営・管理、モニタリング等のための費用をカバーするため、年会費の支払いが求められる。この年会費は、保険会社の職員数によって異なり、図表 16 のとおりとなっている。

図表 16 勅許保険会社の年会費 (単位：ポンド)

役職員数	年会費
10 人まで	500 (約 8 万円)
11~50 人	1,000 (約 15 万円)
51~250 人	1,500 (約 23 万円)
251 人以上	2,000 (約 30 万円)

(出典：CII ウェブサイトをもとに作成)

ウ. 法人として認定を受けることのメリット

勅許保険会社の認定を受けた保険会社は、自身が勅許保険会社であることを表明することが認められる。実務的には、勅許保険会社は、図表 17 のように勅許保険会社の称号を役職員の名刺やレター、販売促進用の印刷物等に掲載するなどして使用している。

保険会社にとっての勅許保険会社として認定を受けるメリットとしては、図表 18 のように、競争力の強化³²や事業成績の向上のほか、有能な役職員を惹きつけ維持できること等も挙げられている³³。

図表 17 勅許保険会社の称号の使用方法 (一般的な例)

役職員の名刺、レター、販売促進用印刷物等のすべての事業関連資料等に勅許保険会社の称号を掲載する。
顧客や取引先とのコミュニケーションにおいてこの称号を表明する。
各支店等に勅許保険会社の認証を掲示する。
CII が一般公開しているウェブサイト上に、勅許保険会社の認定を受けた保険会社が行っている事業内容や連絡先等を登録することで、消費者や企業等が検索を通じてその保険会社に簡単にアクセスできるようにしている。

(出典：CII ウェブサイト等をもとに作成)

³² CII によれば、中小企業の 67%が、勅許法人 (Corporate Chartered Status) の認定を受けた会社からのアドバイスは大いに信頼できると回答している (CII, “Developing and Implementing Professional Standards” (2013.6))。

³³ 前掲脚注 30。

図表 18 勅許保険会社としての認定を受けるメリット

競争力の強化	競合する他の保険会社との違いを示すものであり、消費者、取引先等から信頼され、競合他社に打ち勝つ強みになる。
事業成績の向上	CIIの会員サービスを通じて役職員の知識や技能が高められ、会社全体としての事業成績の向上につながる。
規制遵守の促進および支援	役職員は勅許保険会社の認定を維持するために必要な要件を守ろうとするため、必然的に社内において規制遵守の文化が醸成される。
有能な役職員を惹きつけ維持できる	勅許保険会社は、その保険会社が潜在能力の高い、明確な倫理基準を持った会社であることを示す明確な指標となっており、役職員はこのような最高品質の会社で働きたいと考える。

(出典：CII ウェブサイト等をもとに作成)

(c) 勅許法人の認定状況

CII は、このような組織単位でのプロフェッショナル・スタンダード向上の推進は比較的新しい試みであるが、業界ベースでかなり進展してきたと考えている。2008 年末までに 200 社の勅許法人が認定され、2011 年末には 370 社まで拡大し、さらに、2012 年 9 月末には約 600 社まで急拡大したとされている。

2012 年 9 月末現在、法人として勅許の認定を受けた勅許保険ブローカーは 133 社、同様に法人として勅許の認定を受けた勅許保険会社は 20 社となっている。また、法人として勅許の認定を受けた勅許ファイナンシャル・プランニング会社の数は近年急拡大し、約 450 社となっている³⁴。

なお、勅許保険会社の認定制度は 2010 年に導入されたものであり、アクサ社、アリアンツ社、チューリッヒ社、ヒスコックス社等がこの認定を受けている。例えば、2012 年 1 月に勅許保険会社としての認定を受けたチューリッヒ社では 2013 年 4 月現在、イギリスの損害保険部門等で約 3,000 人の CII 会員を有しているとされている。同社の CEO は、「勅許保険会社の認定は、チューリッヒ社のプロフェッショナルリズムの高さを認めるものであり、顧客や取引先に対しチューリッヒ社が自主的に高いレベルのプロフェッショナル・スタンダードを設定していることを示すものである。また、この認定は、チューリッヒ社で働く役職員たちのキャリアアップや、役職員の新規採用、優秀な人材の維持にも貢献する」と述べている³⁵。

5. CII の教育・研修制度

CII では、資格制度の運営に関連する教育・研修事業も行っている。教育・研修事業では、さまざまな講座や能力開発ツール等を用意することで、個々の役職員や所属する会社のさまざまなニーズに対応している。

³⁴ Insurance Age, “The Advantage of Chartered Status” (2012.11)

³⁵ Insurance Age, “Zurich Retains Chartered Insurer Status” (2013.4)

(1) 講座学習（対面教育）

CII は、プロフェッショナルとしてのキャリア形成を求めている個人、ならびに役員に対する教育や人材開発のソリューションを求めている保険会社および保険ブローカー等の会社のために、講座学習（対面教育）のサービスを提供している。

CII が提供する講座学習プログラムは、各個人のすべての発展段階に対応できるように、導入から上級レベルまで幅広い講座を揃えている。保険市場のすべての側面をカバーするとともに、幅広い講座科目の中から自らの必要性に応じて受講科目の組み合わせが自由にできるようになっている³⁶。

損害保険に関する講座学習科目は、図表 19 のとおり、①保険基礎、②航空・海上・エネルギー保険、③再保険、④法律および賠償責任保険、⑤損害保険の引受とリスクマネジメント、⑥コンプライアンスおよび規制、⑦国際、⑧経営層向け、等に区分されている。講座の所要時間は、3 時間（半日コース）または 6 時間（1 日コース）のものが多く、12 時間（2 日コース）またはそれ以上のものもある。受講料は、CII 会員以外の場合、3 時間で 1 人 155 ポンド³⁷（約 2 万 3,000 円）からの設定となっており、CII 会員については、この受講料から 14%値引きされるため、135 ポンド³⁷（約 2 万円）からの設定となっている。CII の講座運営は、例えば、法人顧客に対してはその会社の事務所で開催する等、CII 会員や各会社のさまざまなニーズに柔軟に対応しているとされている³⁷。

なお、2013 年 1 月の CII への訪問ヒアリングによれば、CII の講座における講師陣については、専門分野ごとに、保険業界の OB、学者、その他の専門家等のパネルがあり、これらの人々と契約している。また、CII のテキストの執筆もこれらの講師陣に依頼しているとのことであった。一方、CII の職員は、講座運営やテキスト作成に関する管理・調整を行っているが、講演やテキストの執筆等は基本的に行っていないとされている。

³⁶ これら対面教育方式の学習講座については、あらかじめ予約登録をしなければならないこととなっている。予約登録は、電話やファックス、郵便でも受け付けているものの、インターネットでの申込が中心となっている。

³⁷ CII, “Face-to-Face Training 2013, 2013 Training directory” (2012)

図表 19 損害保険に関する講座学習（対面教育）の科目一覧（注1）

講座名	時間	料金 (注2)	講座名	時間	料金 (注2)
①保険基礎			④法律および賠償責任保険		
ロンドン市場（導入）	3	155	賠償責任保険（導入）	12	425
保険（導入）	3	155	賠償責任保険（上級）	12	510
保険実践（導入）	6	245	賠償責任保険の保険金支払	18	675
タカフルの原理	6	245	専門職業人賠償責任保険（中級）	6	280
個人向け保険（導入）	6	245	会社役員賠償責任保険（中級）	6	280
企業向け保険（導入）	6	245	専門職業人賠償責任保険等（導入）	6	245
再保険（導入）	6	245	企業向け保険の契約文言	6	280
保険引受（導入）	6	245	保険法の改定（導入）	3	180
保険会社会計（導入）	6	245	役職員のための法律講座（導入）	6	245
保険金支払管理（導入）	6	245	保険契約法（導入）	6	245
自動車保険の保険金支払（導入）	6	245	保険契約法（中級）	12	475
自動車保険商品（導入）	6	245	⑤損害保険の引受とリスクマネジメント		
財産リスク評価（導入）	18	615	リスクマネジメント（導入）	12	425
財産保険（導入）	18	615	ERM（中級）	6	280
美術品保険（導入）	6	245	保険金支払管理	12	475
建設保険（導入）	6	245	引受ポートフォリオ管理	12	1,295
建物、建設等（導入）	3	155	自動車保険（中級）	6	280
文章作成の必須スキル	3	180	火災および事業中断保険（中級）	24	950
明確でインパクトのある文章作成	6	280	事業中断保険（上級）	12	510
統計に対する理解（パート1）	6	245	財産保険（中級）	6	280
統計に対する理解（パート2）	6	245	アンダーライターと管理者のための統計	12	1,295
②航空・海上・エネルギー保険			保険プロフェッショナルのためのファイナンス	12	510
海上保険（導入）	3	155	地震リスクおよび保護手段（中級）	12	475
海上法律（導入）	3	155	暴風リスクおよび保護手段（中級）	3	180
海上再保険（導入）	6	245	津波リスクおよび保護手段（中級）	6	280
船舶ヨット保険（導入）	3	155	⑥コンプライアンスおよび規制		
海上賠償責任保険（導入）	3	155	重要な機能を担う経営層等の責任	3	180
貨物保険（導入）	3	155	規制・監督当局対応の準備	3	180
現金輸送保険（導入）	3	155	金融サービスの販売促進	3	180
エネルギー保険（導入）	3	155	顧客資産と資金の管理（金融サービス）	6	280
航空保険（導入）	6	245	顧客資産と資金の管理（保険）	6	280
ヨット保険（中級）	12	475	過失怠慢賠償責任リスクの管理	3	180
海上賠償責任保険（中級）	18	675	顧客に対する公正な扱い	6	280
海上貨物保険（中級）	18	675	利益相反の管理	3	180
海上船舶保険（中級）	18	670	ソルベンシー II（導入）	6	280
海上保険・集中コース（導入）	30	1,780	ソルベンシー II	12	510
石油保険ワークショップ（中級）	18	670	金融犯罪（導入）	6	245
石油保険ワークショップ（上級）	12	510	販売行為等に関する規制	6	280
運送保険	6	280	個人情報等の取扱	3	180
船主責任保険（導入）	6	245	オペレーショナルリスク管理（導入）	6	245
③再保険			組織の管理	3	180
再保険の基礎（導入）	12	425	コンプライアンスに関する管理者等の役割	3	180
再保険（中級）	12	475	⑦国際		
再保険（上級）	18	735	世界各国の参加者によるコース	108	5,799
			世界各国の賠償責任保険	18	735
			⑧経営層向け		
			ワンデイ MBA	6	600
			保険ブローカー経営層向けプログラム	30	1,500

(注1) 上表の講座のほか、各資格の試験対策を主目的とする講座も多数設定されている。

(注2) 上表記載の料金は、CII 会員でない者の1名当たり受講料(ポンド)である。CII 会員は基本的に上表の料金の14%引きの料金で受講できる。

(出典：CII, “Face-to-Face Training 2013, 2013 Training directory” (2012)をもとに作成)

(2) その他の教育・研修関連サービス

本項では、前記(1)講座学習(対面教育)以外の主な教育・研修サービスについて、その概要を説明する。紙ベースのテキストを電子化したものであるイーブックについては、教育・研修の内容そのものではないが、CII が近年特に注力している新しい動きであるため、他の項目よりもやや詳しく説明する。

a. 通信教育

CII の通信教育科目は、体系的に構築されており、学習者は、専門家である個別指導教員への課題の提出を通じて、進行状況に応じたフィードバックを得ることを通じ、CII の資格試験に備えて学習教材を理解することができるとされている。

b. ナレッジサービス

ナレッジサービス(Knowledge Service)とは、CII が保険、リスクおよび金融サービス分野における専門的な情報を会員向けに提供している、ウェブサイトによる情報提供サービスである。CII の資格を取得するための学習を支援する機能も豊富に盛り込まれているとされている。

c. 保険会社や保険仲介者等の会社に対する支援サービス

CII では、保険会社や保険仲介者等の会社に対しても、その会社のニーズに合った教育・研修体制が構築できるよう、CII のトレーニング・アドバイザーがさまざまな支援サービスを提供している。CII の支援サービスは体系的に構築されており、ニーズの分析、計画、コース設計、コース提供の方法、評価等のすべてをカバーしている。また、CII の講座や教材の多くはライセンス契約のもとで、全世界ベースで、現地の保険会社や保険仲介者等の会社が利用することも可能である。CII では、各会社の講師を対象とする研修サービスも提供している。

d. イーブック

CII では近年、イーブックと呼ばれる電子化したテキストを配信するサービスも行っており、本項で紹介する。

(a) イーブックの概要

イーブック (ebooks) は、IT を利用した新しいテキストであり、従来の紙ベースのテキストを電子化したものである。種類が豊富な CII のテキストは、2013 年を通じて、新しいイーブックの形となって順次登場し提供されてきている。イーブックに記載されている内容は、基本的に従来の紙ベースのテキストと同じものであるが、パソコン、タブレットおよびスマートフォン等で学習できるようになっている。イーブックは、一度テキスト内容をダウンロードしてしまえば、インターネット接続を行っていない状態でも使用することができる³⁸。

(b) イーブックのメリット

イーブック特有のメリットとして、学習しているページにコメントを入れたり、重要ポイントにマーカーを入れたりできること等が挙げられている。また、紙でなく電子ベースであることによる一般的なメリットとして、どこでも容易に学習できること等が挙げられている (図表 20 参照)。

図表 20 イーブックのメリット

イーブック特有のメリット	学習しているページに注意書きやコメントを入れたり、重要ポイントにマーカーを入れたりできる。
	検索機能により、学習したい内容をすぐに見出すことができる。
	ウェブサイトのリンクを通じて、関連する記事や情報に素早くアクセスできる。
	辞書が内蔵されており、知らない用語の定義もすぐに確認できる。
	音声を出力することにより、耳で聞く学習も可能である。
紙でなく電子ベースであることによる一般的なメリット	文字を大きくしたり、文字の背景の色を変えたりすることができる。
	どこでも、また移動しながらでも学習することが容易である (紙のテキストでは持ち運びが不便な場合がある)。
	紙の削減により環境への負荷を減らすことができる。
	紙のテキストと異なり郵送料がかからない。
	紙のテキストに比べ短時間で入手できる。平日の午後 4 時までに申込みを行えば、当日に送信される。

(出典：CII ウェブサイトをもとに作成)

(c) イーブックの販売価格

イーブックの販売価格は、同じ内容の紙ベースのテキストと基本的に同じである。ただし、紙ベースのテキストの販売には付加価値税が課税されないが、イーブックの販売には、原則として付加価値税 (20%) が課税されるため、この付加価値税分を含む価格が、紙ベースのテキストの価格と同じ水準に設定されている³⁹。

なお、イーブックの利用においては紙ベースのテキストと異なり、用紙代等がか

³⁸ ただし、テキストの内容が改定され、イーブックを更新するときはインターネットに接続する。

³⁹ イーブックの購入者が EU 域外に居住している場合は、付加価値税が課税されないため、この付加価値税の金額分だけ、イーブックの購入価格の方が紙ベースのテキストよりも安くなる。

からないため、イーブックの販売が一定規模以上となる場合は、前記(b)のメリットに加えて、CIIの収支改善にも貢献する可能性もあることが推測される。

6. 事業環境変化とCIIの取組

CIIでは、金融・保険市場を取り巻く環境は予想以上に大きく変化していると認識しており、そのような中で、CIIの取組の重点も変化してきている。本項では、このような観点から、特にCIIが注力している取組として、(1)グローバル展開、(2)会社レベルでのプロフェッショナル・スタンダード向上の取組、(3)保険金支払部門役職員の資質向上への取組、(4)学生等を対象とする情宣活動、について紹介する。

(1) グローバル展開

CIIは、イギリス国内の損害保険分野から、グローバルな保険・金融サービス分野へとその活動範囲を変化させてきている。現在ではCII会員の14%以上に相当する1万5,000人以上の会員がイギリス国外で活躍している。

a. アジア地域等への展開とオンラインサービス

グローバル展開による成長は、CIIの戦略の重要パートのひとつとなっており、特にアジアのような重要地域でのプレゼンスを構築することは、CIIが今後成長・発展していく上で欠かせないとされている。

(a) アジア地域等への展開

CIIはマレーシアやインド等にも事務所を設置し、アジア太平洋地域において強固なプレゼンスを築きつつある。CIIによるこのような活動の背景には、近年、アジア諸国では、規制・監督当局や保険業界が、保険販売におけるアドバイス等に関するプロフェッショナル・スタンダードの向上に大きな関心を持っており、保険業に従事する役職員を対象とする資格制度の重要性が急速に高まっているとの考え方が⁴⁰ある。

すなわち、CIIでは、イギリスだけでなく、世界中の保険規制・監督当局が、保険会社の役職員が自身の職務を適切に遂行するために必要な知識や技能を備えていることを客観的に示す証拠をこれまで以上に強く求めるようになっており、アジアにおいても、知識、技能のレベルを客観的に示す資格の重要性がこれまで以上に高まってきたと考えている。

CIIは、世界的に保険業におけるプロフェッショナル・スタンダードの構築を推進するために、多くの国の資格・教育機関等と提携している。イギリス国外のCII

⁴⁰ Insurance Newslink, “CII expands international presence with new qualifications” (2013.1)

会員は、CII と提携している海外の 70 の資格・教育機関のうちのいずれかの会員にもなっていることが多い。海外の資格・教育機関との提携では、学習の重複を避ける趣旨等から、資格の相互認証等も行っている。

アジアでの資格・教育機関との提携の一例を挙げると、CII は、シンガポールの保険関連の教育・研修機関であるシンガポール保険大学（Singapore College of Insurance : SCI）と提携している。具体的には、シンガポール保険大学では、保険業界の仕事に従事する新卒職員が 15 カ月以内に CII の保険上級（Advanced Diploma in Insurance）資格を取得することを目標とするプログラムを推進しており、CII はこれを支援している。このような活動の結果、2011 年末時点で、シンガポールの CII 会員数は 750 人となり、東南アジア地域全体での CII 会員数は約 4,000 人となっている。

なお、歴史的にアジア地域の損害保険業界においては、CII の上級資格（Advanced Diploma in Insurance）を取得することが特に重要と考えられており、実際、アジア地域で活動している保険会社の経営層の多くがこの資格を取得しているとされている⁴¹。

(b) 海外展開に伴うオンラインサービスの提供

CII の活動は全世界に広がっているため、CII は、すべての地域において効率的にサービス提供ができるよう、オンラインでのサービス提供を重視し、IT 基盤の整備に重点的に投資している。基本的にすべての CII のレポートや報告書等はオンラインで入手可能である。また多くのオンラインセミナーを提供しているほか、ウェブサイトを通じたオンデマンドのビデオやオーディオ、イーブック等を通じて、資格試験や継続学習プログラム、保険専門知識、保険市場、規制等に関する広範な情報を提供している。また、CII は会員に対し、e メールでの情報提供も活発に行っている。このようなサービス提供によって会員は、いつでもどこからでも CII のサービスにアクセス可能とされている⁴²。

b. 世界保険教育事業研究所（IGIE）を通じた活動

CII は、保険に関わる専門教育の国際的推進のため、1997 年に米国の「米国 CPCU 研究所/米国保険研究所（AICPCU/IIA）」、カナダ保険教育事業研究所（Insurance Institute of Canada）とともに、世界保険教育事業研究所（The Institute for Global Insurance Education : 以下「IGIE」）を創設した。IGIE には、保険業の資格・教育・研修制度に関わる世界各国の団体がメンバーとして参加しており、わが国では損害保険事業総合研究所がこのメンバーとなっている。

⁴¹ 前掲脚注 21。

⁴² 前掲脚注 17。

IGIE の目的は、世界中の保険業に従事する者に対して、その能力を認める資格制度を導入すること、および保険業における国際的なプロフェッショナル・スタンダードを構築し、各国で保険のプロフェッショナルの養成を促進していくこと等にあるとされている。現在、IGIE は、資格制度や保険教育プログラムを構築しようとしている国の団体に対する支援や、国際的な保険教育プログラムの提供に向けた取組等のさまざまな活動を行っている⁴³。

(2) 会社レベルでのプロフェッショナル・スタンダード向上の取組

前記 4.(2)b で説明した CII による勅許法人 (Corporate Chartered Status) の認定制度は、会社レベルでプロフェッショナル・スタンダード向上を促進するための仕組みである。このほか、業界ベースで、会社レベルでのプロフェッショナル・スタンダード向上を促進する取組としてオールダーマンベリ宣言に基づく活動も進められており、本項で説明する。

a. オールダーマンベリ宣言の概要

損害保険業界を取り巻く事業環境の変化に伴う改革の必要性等の認識から、2009年に、保険専門職業タスクフォース (the Insurance Profession Task Force) が形成された。このタスクフォースは、CII の Barry Smith 会長が議長となり、大手保険会社、保険ブローカー等の経営層等により構成され⁴⁴、業界ベースでのプロフェッショナル・スタンダードに関する共通枠組を構築するための検討が行われた。

その結果、2010年3月にオールダーマンベリ宣言 (Aldermanbury Declaration) が公表された。これは、業界ベースでのプロフェッショナル・スタンダードの共通枠組に各社が合意し、2013年12月までに実行することを求めるものである。

この宣言により、保険会社が求められる主要要件は、図表 21 の①～③の3つの基準すべてを満たすことである。すなわち、この宣言に合意した保険会社は、2013年12月までに、保険引受部門および保険金支払部門の管理職層の50%以上が CII の保険上級 (Advanced Diploma in Insurance) の資格を持つ状態にすること等が求められている。

なお、オールダーマンベリ宣言は、会社内のすべての役職員に対して資格取得を求めるものではない。会社は、会社の特定の機能 (取締役会または最高経営幹部、保険引受部門、保険金支払部門および顧客対応部門) に従事する役職員を特定し、これら役職員による関連資格の取得を推進することが求められている。

⁴³ IGIE の参加メンバーや活動等に関する詳細は、中江俊「米国認定損害保険士 (CPCU) 資格について」損保総研レポート第 103 号 (損害保険事業総合研究所、2013.4) を参照願う。

⁴⁴ タスクフォースのメンバーは、アリアンツ、アクサ、アビバ、チューリッヒ、RSA 等の保険会社およびマーシュ、ウィリス等の保険ブローカーの経営層、ならびに英国保険ブローカー協会 (BIBA) の代表者等により構成された。

図表 21 オールダーマンベリ宣言により求められる要件（保険会社の場合）

①右記 4 つの基準のうち 2 つ以上を満たしている。	取締役会メンバーまたは最高経営幹部の 25%以上が個人として勅許 (Chartered Status) の認定を受けている。
	取締役会メンバーまたは最高経営幹部の 50%以上が CII の保険準上級 (Diploma in Insurance) またはそれ以上の資格を持つ。
	顧客対応職員 (customer-facing staff) の 1%以上が個人として勅許の認定 (Chartered Status) を受けている。
	顧客対応職員の 25%以上が CII の保険中級 (Certificate in Insurance) またはそれ以上の資格を持つ。
②保険引受部門の管理職層の 50%以上が CII の保険上級 (Advanced Diploma in Insurance) 資格を持つ。	
③保険金支払部門の管理職層の 50%以上が CII の保険上級 (Advanced Diploma in Insurance) 資格を持つ。	

(出典：CII ウェブサイト等をもとに作成)

b. オールダーマンベリ宣言により期待される効果

タスクフォースでは、オールダーマンベリ宣言に基づくプロフェッショナル・スタンダード向上の推進は、主に以下の分野の重要な改善につながるとされている⁴⁵。

- サービス等の品質改善により顧客の利益につながる。
- プロフェッショナル集団としての保険業界に対する信頼が高まる。
- 優秀な人材を保険業界の職業に惹きつける。
- 保険業に従事する役職員の報酬が増加する。

c. オールダーマンベリ宣言の進展状況

CII のウェブサイトによれば、オールダーマンベリ宣言から 1 年以内に、ほとんどの大手保険会社および大手保険ブローカーを含む約 200 社がこの宣言に合意し、2011 年末時点では 225 社以上が合意済みとされている。

また、2013 年 6 月の CII の資料⁴⁶によれば、この宣言に合意した保険会社は 30 社であり、そのうちの 67%は、既にこの宣言の基準を満たしているとされている。同様に、この宣言に合意した保険ブローカーは 165 社であり、そのうちの 60%は既にこの宣言の基準を満たしているとされている。

d. CII による勅許法人の認定との関係

オールダーマンベリ宣言と、CII による勅許法人 (Corporate Chartered Status) の認定との関係については、CII から勅許法人としての認定を受けている会社は、既に厳格な認定基準を満たしているため、オールダーマンベリ宣言の基準も満たして

⁴⁵ CII が CII 会員に対して行った調査によれば、回答者の 76%が、オールダーマンベリ宣言によりプラスの効果が期待できると回答している。また、ポストマガジン誌の調査によれば、回答者の 94%が同宣言をプラスに評価しているとされている。

いると見なされる。また、オールダーマンベリー宣言に合意し、この基準を満たすように取り組む会社は、将来的にその会社が勅許法人としての認定を受けることにつながるものと想定されている。その意味では、オールダーマンベリー宣言に合意し、その基準を満たすことは、CII から勅許法人としての認定を受けるための通り道であるということができる⁴⁷。

(3) 保険金支払部門役職員の資質向上への取組

イギリスでは、保険金支払部門は歴史的に、保険会社の中で最も重要な部門だとは見られず、むしろ、バックオフィスの管理機能の一部と見られていた側面があった。しかし、保険会社は次の2つの理由から、保険金支払部門を以前に比べ重要視するようになってきている⁴⁸。ひとつは、保険金支払部門は保険契約者との直接的な接点であり、保険会社が保険金支払をどのように行うかによって、その保険会社の評判に大きく影響する可能性があることである。もうひとつは、保険金支払は、保険会社にとって直接的な収入を生まないものの、効率的に行うことによって最終利益に大きく影響する可能性があることである。コンサルティング会社の調査によれば、保険事業の中で保険金支払部門の役割はこれまで以上に重要になっており、保険ブローカーの80%が、保険金支払サービスの品質は、保険の販売にも大きく影響すると回答している。

このような中で、各保険会社における保険金支払部門役職員に対する人材開発ニーズが高まっており、CIIは保険会社に対する支援を拡充している。すなわち、CIIは、2012年に、グラスゴー、バーミンガム、マンチェスター等で保険金支払に関する専門知識を提供する講演を行ったほか、保険会社に対し、保険金支払部門に特化した人材開発をサポートするサービスの提供を開始している。今後も、保険金支払部会(Claims Faculty)とも連携の上、保険会社やCII会員に対してどのような支援が可能かさらに検討していくとされている⁴⁹。

(4) 学生等を対象とする情宣活動

CIIでは、保険業界の役職員の資質向上のためには、優秀な人材に業界に入ってもらうことも重要と考えている。イギリスでは、保険業界は銀行業界等よりも地位が低いと見られる傾向があり、学生は、保険業界には興味深い仕事があるという認識に乏しい。学生に対し、保険業界でのキャリア見通し等を積極的に伝えることによって、このような状況は改善するものと考えられている⁵⁰。

⁴⁶ CII, “Developing and Implementing Professional Standards” (2013.6)

⁴⁷ 前掲脚注 46。

⁴⁸ Post Magazine, “Front of house?” (2013.3)

⁴⁹ 前掲脚注 48。

⁵⁰ Post Magazine, “The Generation Game” (2013.2)

学生等の採用については、個々の保険会社の責任によってそれぞれのやり方で行われているが、CIIは、リスク発見プログラム（Discover Risk Programme）と呼ばれる情宣活動を通じて、学生等に保険業界の仕事に興味を持ってもらうよう取り組んでいる。このプログラムは、保険業が社会に対してどのように役立っているのか、保険業界にはどのような仕事があるのか、どのようにキャリアアップしていくのか等について紹介するものであり、最終的には、保険業界には魅力的で価値ある仕事がたくさんあることを示そうとしている。

CII事務局は、CIIの地域協会とも連携し、また多くの保険会社経営者からの支援も受けて、大学や高校等へ出向き、上記のようなリスク発見プログラムの活動を行っている。実際、CIIは、2009年以降約200の大学で、2010年第4四半期以降約150の高校等でリスク発見プログラムに関するイベントを行ってきた。CIIでは、保険会社の経営者が積極的に支援し、学生に多くの機会を与えるようになれば、これが将来、保険会社の優秀な人材確保につながるものと説明している⁵¹。

なお、全日制の大学生は、CIIの会員発見プログラム（Discover Membership Programme）に参加可能とされており、このプログラムに参加する場合は、CIIの普通会员の年会費70ポンド（約1万500円）の半額の35ポンド（約5,250円）の年会費で、CIIが提供するさまざまな会員向けのサービスを受けることができる。

7. おわりに

本稿で説明したイギリスのCII資格制度と、損保総研レポート第103号で取り上げた米国のCPCU資格制度には、どちらも保険事業に従事する者のプロフェッショナルとしての知識、技能の高さを示すものであり、倫理基準の遵守も重視している等、共通点が少ない⁵²。イギリスや米国で定着しているこれらの資格制度は、個人のモチベーションを高め、個人の知識、技能の向上を促す有効な仕掛けの一つとして機能している。また、個人の実力向上は、その個人が所属する会社の実力向上や顧客サービスの品質向上にもつながるため、規制・監督当局を含むさまざまな関係者にメリットが及ぶものと考えられている。

いうまでもなく、イギリスや米国とわが国とでは、保険事業や保険事業に従事する役職員を巡る環境にさまざまな違いがある。例えば、イギリスや米国では、保険会社の役職員が、より条件の良い職場を探して転職することも多く、その際に資格を保有していることがキャリアアップに有利に作用している面がある。一方、わが国では役職員の転

⁵¹ 前掲脚注50。

⁵² わが国では、CII資格やCPCU資格に関し、損害保険事業総合研究所が試験の監督代行を行っており、わが国の居住者がこれらの資格を取得することも可能である。しかしながら、これらの資格は、それぞれイギリスおよび米国の法規制や保険市場の内容を反映したものであり、また英語での受験になること等から、わが国保険会社の広範な役職員が目指す資格とはなっていない。

職がイギリスや米国ほど活発でなく、わが国で資格制度を導入しても、転職目的の資格取得が一般化することは考えづらい。

また、資格制度の運営においては、資格そのものが社会的に高い信頼を得ている必要がある。CII 資格、CPCU 資格のような伝統がわが国の損害保険業界では形成されていないため、資格制度を導入した場合でも、その信頼を構築するまで、一定の時間を要するであろう⁵³。

このように、イギリスや米国とわが国とでは環境が異なるため、イギリスや米国の資格制度と同じ制度をわが国にそのまま導入しても効率的に機能するとは限らない。しかしながら、以下に示すような点を考慮すると、わが国においても、損害保険会社の役職員の資質向上につながる資格制度の構築には一定の意義があるものと考えられる。

第一に、保険事業にとって最も重要な資源は人材であり、顧客サービスの向上、保険事業の発展のためには、保険仲介者の資質向上だけでなく、保険会社の役職員の資質向上も欠かせない重要な要素となっている。保険会社の役職員の資質向上のためには、各社がそれぞれ独自のやり方で別々に行うだけでなく、業界ベースで資格制度を構築し、知識、技能や倫理基準等の標準化を進めることが有効な可能性がある⁵⁴。

第二に、経済のグローバル化が進展する中で、わが国の保険会社もアジアを中心に海外への進出を加速する等、保険事業のグローバル化が進展していることを十分考慮する必要がある。グローバル競争が拡大する中で、世界の保険規制・監督当局は、保険会社の役職員が自身の職務を適切に遂行するために必要な知識や技能を備えていることを客観的に示す証拠を求める傾向がみられる。このような環境下で、保険事業に従事する役職員の知識、技能のレベルを客観的に示す資格の重要性がこれまで以上に高まってきた可能性がある。

以上のことから、わが国も、損害保険会社の役職員を対象とする業界ベースでの資格・教育・研修制度の構築に関する検討が必要な時期にきているといえるのではないだろうか。わが国には、わが国の実情にあった制度が求められている。しかしながら、その検討過程においては、わが国の損害保険会社やその役職員がグローバル化に対応する側面も勘案すると、イギリス、米国等の諸外国の制度も参考になると考えられる。

⁵³ ただし、わが国には、損害保険業界共通の教育・研修サービスを提供している機関として損害保険事業総合研究所があり、同研究所は教育・研修活動を通じて講座企画、試験運営等のノウハウを蓄積している。また、資格制度の運営にあたっては、組織の中立性、公平性等が求められるが、同研究所は長年の実績を有する公益財団法人であり、中立性、公平性等に関し既に一定の社会的評価を得ている。

⁵⁴ 業界ベースで知の標準化を進める場合には、差しあたって、保険関連法規制、コンプライアンス、種目別保険商品の基礎知識、および統合的リスク管理（ERM）を含む保険の理論的側面等の分野が候補になろう。ただし、商品内容や引受方針等は各保険会社によって異なるため、実践的な事項を中心に各社マターで教育・研修に取り組む必要がある分野も相当程度残ると考えられる。その意味では、業界ベースでの資格・教育・研修制度の検討においては、業界ベースでの協調領域と各社間の競争領域の境界線をどこに設定するかの見極めが重要であるといえよう。

<参考資料>

- ・牛窪賢一「価格比較サイトを通じた保険販売の実態と課題ーイギリスの個人自動車保険を中心にしてー」損保総研レポート第99号（損害保険事業総合研究所、2012.4）
- ・牛窪賢一「グローバル金融危機後の米国損害保険業界ー金融規制改革法、ソルベンシー規制を含む概観ー」損保総研レポート第93号（損害保険事業総合研究所、2010.10）
- ・金融審議会：保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」（2013.6）
- ・金融庁金融研究センター『金融経済教育研究会報告書』（2013.4）
- ・損害保険事業総合研究所『欧米主要国における保険規制、監督、市場動向についてー保険販売の規制と実務ー』（2010.3）
- ・損害保険事業総合研究所『欧米諸国における業務標準化等のための共同取組・制度とその法的位置づけについて』（2010.9）
- ・損害保険事業総合研究所『主要国の保険業界関連組織の役割・活動と法的背景』（2008.3）
- ・中江俊「米国認定損害保険士（CPCU）資格について」損保総研レポート第103号（損害保険事業総合研究所、2013.4）
- ・労働政策研究・研修機構『諸外国における能力評価制度ー英・仏・独・米・中・韓・EUに関する調査』（2012.3）
- ・Adam Phillips, “The Role of Professionalism in Securing Consumer Trust and Confidence” (2011.8)
- ・AICPCU/IIA, “2013 Registration Booklet” (2013)
- ・CII, “CII Annual Review 2010”
- ・CII, “CII Annual Review 2011”
- ・CII, “CII Continuing Professional Development (CPD) scheme, Briefing document” (2012)
- ・CII, “CII insurance qualifications framework, 2013 Overview brochure” (2012)
- ・CII, “CII membership guide, Supporting you as a professional” (2012)
- ・CII, “CII Professional Standards Board, Annual Report 2012”
- ・CII, “Developing and Implementing Professional Standards” (2013.6)
- ・CII, “Discover Professionalism” (2012)
- ・CII, “Face-to-Face Training 2013, 2013 Training directory” (2012)
- ・CII, “Guidance on applying for Corporate Chartered Status”
- ・CII, “International qualifications, 2013 information for candidates” (2012)
- ・CII, “Measuring Professional standards: Demonstrating Positive Outcomes from Doing the Right Thing” (2012.2)
- ・CII, “Professionalism for the 21st century – Revisited” (2011.10)
- ・CII, “Upon the door of every cottage: Protecting the public through general insurance ” (2013.4)
- ・Insurance Age, “The Advantage of Chartered Status” (2012.11)
- ・Insurance Age, “Zurich Retains Chartered Insurer Status” (2013.4)

- ・ Insurance Newslink, “CII expands international presence with new qualifications” (2013.1)
- ・ Jackie Wells & Mary Gostelow, “Professional Standards and Consumer Trust” (2009.11)
- ・ Ofqual, “Annual Report and Accounts 2012-2013” (2013.7)
- ・ Post Magazine, “Front of house?” (2013.3)
- ・ Post Magazine, “The Generation Game” (2013.2)
- ・ Post Magazine, “We don’t need the aggravation” (2013.4)
- ・ Robin Spencer, Chief Executive Aviva UK, “General Insurance in the Twenty-First Century: Meeting the Challenges” (2013.5)
- ・ UK Parliament, “Banking Standards, Written evidence from Chartered Insurance Institute” (2012.8)

<参考サイト>

- ・ 英国金融行為監督機構（FCA）ウェブサイト <http://www.fca.org.uk/>
- ・ 英国資格・試験規制機関（Ofqual）ウェブサイト <http://ofqual.gov.uk/>
- ・ 英国保険協会（ABI）ウェブサイト <http://www.abi.org.uk/>
- ・ 英国保険ブローカー協会（BIBA）ウェブサイト <http://www.biba.org.uk/>
- ・ 勅許保険協会（CII）ウェブサイト <http://www.cii.co.uk/cii.aspx>
- ・ 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・ 世界保険教育事業研究所（IGIE）ウェブサイト <http://www.igie.org/>
- ・ 損害保険事業総合研究所 ウェブサイト <http://www.sonposoken.or.jp/>
- ・ 損保ジャパン総合研究所 ウェブサイト <http://www.sj-ri.co.jp/>
- ・ 日本損害保険協会 ウェブサイト <http://www.sonpo.or.jp/>
- ・ 米国 CPCU 研究所/米国保険研究所（AICPCU/IIA）ウェブサイト <http://www.theinstitutes.org/>